◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１５０号(H24. 6. 22)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（６月１５日～６月２１日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスが中央分離帯に衝突した事故
（３）貸切バスがトラックに追突した事故
（４）タクシーと乗用車の正面衝突事故
（５）タクシーが他のタクシーと衝突した事故
（６）トラックとワンボックス車（自家用有償旅客運送自動車）が絡む事故
２．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助制度を開始します。(再周知)
３．トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました。(再周知)
４．トラック追突事故防止マニュアルを公表しました！（再周知）
５．６月は、「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間です。(再周知)

◇◇◇

（３）貸切バスがトラックに追突した事故
６月１９日（火）午前９時頃、静岡県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客（高校生４６名、教員２名）を乗せて運行中、トラックに追突した。
当該事故により、当該貸切バスの乗客１２名及び運転者１名が軽傷を負った。
事故当時、片側２車線の追越し車線を走行していた当該貸切バスの直前を走っていたトラックが軽乗用車に追突し、当該貸切バスがこれを避けようと走行車線に車線変更したところ、当該トラックも車線変更し、当該貸切バスが追突した模様。
当該トラックはそのまま逃走した。

（４）タクシーと乗用車の正面衝突事故
６月１５日（金）午後１０時頃、島根県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、センターラインをはみ出してきた乗用車と正面衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の助手席に乗車していた乗員の合計２名が死亡した。

（５）タクシーが他のタクシーと衝突した事故
６月１６日（土）午前２時３５分頃、兵庫県において、同県に営業所を置くタクシー①が空車で走行中、交差点を直進しようとしたところ、当該交差点を当該タクシー①から見て右方から走行してきたタクシー②（乗客１名）が当該タクシー①の右側後部側面に衝突し、当該タクシー①は横転した。
この事故による負傷者はなし。
事故現場は信号機のない交差点で当該タクシー②側が優先道路であり、この事故は、当該タクシー①が一時停止を怠り、交差点内に進入したため発生した模様。

（６）トラックとワンボックス車（自家用有償旅客運送自動車）が絡む事故
６月１８日（月）午前９時頃、茨城県において、同県に営業所を置く中型トラックが走行中、右折待ちのため前方で停車していた自家用有償旅客運送許可を受けた事業者のワンボックス車に追突した。
その後、当該ワンボックス車は追突の弾みで対向車線にはみ出し、対向車線を走行してきた大型トラックと衝突した。
この事故により、当該ワンボックス車の乗員３名のうち、車いすで乗車していた乗客１名が死亡し、他２人が重傷を負った。
また、最初に追突した中型トラックの運転者が軽傷を負った。
事故現場は、片側１車線の道路で右折車線はなく、当該ワンボックス車は、当該車いすの乗客を介護施設に運ぶ途中だった模様。

◇◇◇

導入に対する支援のための補助制度を開始します】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成２４年度における事故防止対策支援事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、以下のリンク先をご覧下さい。

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html）

◇◇◇

・[第１分冊]事業用自動車の交通事故の傾向分析
・[第２分冊]トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討
　別冊１：経営トップ向け指針
　別冊２：現場管理者向けマニュアル
　別冊３：ドライバー向けマニュアル　　など
・[第３分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧下さい。
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html)

◇◇◇

イン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆